

【 投 薬 】

５１７ トリメブチンマレイン酸塩製剤（胃潰瘍等）の算定について

《令和７年４月３０日》

○ 取扱い

次の傷病名に対するトリメブチンマレイン酸塩製剤（セレキノン錠等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 胃潰瘍
- (2) 胃癌
- (3) 胃癌術後
- (4) 逆流性食道炎
- (5) 十二指腸潰瘍

○ 取扱いを作成した根拠等

トリメブチンマレイン酸塩は、消化管運動に対する作用として、胃運動調律作用や消化管連動運動誘発作用、胃排出能改善作用、腸運動調律作用等を有するが、胃酸分泌抑制作用は認められない医薬品である。また、添付文書の効能・効果は、慢性胃炎における消化器症状（腹部疼痛、悪心、嘔気、腹部膨満感）、過敏性腸症候群であり、上記傷病名に対する投与は適応外である。

以上のことから、上記傷病名に対する当該医薬品の算定は、原則として認められないと判断した。